

受付番号	令和 7 年 / 12 月 3 日
	午前 8 時 30 分 受領

令和 7 年 12 月 3 日

胎内市議会議長 八 幡 元 弘 様

胎内市議会議員 渡 辺 栄 六

一 般 質 問 通 告 書

胎内市議会会議規則第62条第2項の規定により、次のとおり通告します。

質問事項	質 問 の 要 旨	質問相手
鳥獣被害防止対策について	市内各地で連日のように熊の出没・目撃情報が寄せられており、防災行政無線でも注意喚起が繰り返し行われている。熊の出没が多い地域では住民の不安が高まっており、地域の安全を守る体制を構築していかなければならない。 9月には改正鳥獣保護管理法が施行され、自治体の判断で市街地での「緊急銃猟」が可能となったが、駆除を引き受ける民間の猟友会では会員の高齢化が進み、担い手不足は全国的な課題である。個体の捕獲や、個体数把握、さらには山林と人里とのゾーニングの見直しといった現場作業において、マンパワーの不足が顕著になっており、早急かつ総合的な対策が求められている。 1 本市における猟友会の現状と、担い手不足への対応策について、どのように認識しているのか。 2 ガバメントハンター制度について、本市として検討されているのか、または今後検討する考えがあるのか。 3 熊の移動経路とされる河川沿いの藪や雑木の整備について、現状と今後の取組方針を伺う。 4 熊やイノシシ、シカなど捕獲後の処理体制について、負担軽減や効率化を図るための具体的な改善策をどのように考えているか。	市 長

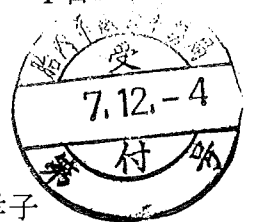
雪降ろし助成事業について	本市では、中山間地にお住いの要援護世帯を対象に、雪降ろし作業に係る費用を助成する制度を設けている。この制度は、積雪が多い地域で暮らす高齢者などの生活を支える上で非常に重要な施策であり、利用者からも一定の評価を得ていると認識している。 しかしながら、積雪状況や住宅事情を踏まえると、現行の上限額では十分に対応できない事例が生じており、年金に頼って生活されている高齢者にとって大きな経済的負担となっている。 1 現行の助成上限額について、実態に即した見直しを検討する考えはないか。 2 積雪状況や住宅事情により、1回の雪降ろしで助成上限額を超える場合がある。複数回の雪降ろしが必要な場合においても、一定の助成が受けられるよう制度を拡充する考えはないか。	市長
リチウムイオン電池の安全な処分方法について	リチウムイオン電池の回収については、市役所などの公共施設での回収ボックスの設置や、家電量販店での回収に加え、不燃ごみ集積所において回収する方法がある。しかしながら、電子機器から電池を取り外さずに不燃ごみとして排出されるケースや、そもそも電子機器にリチウム電池が内蔵されていることを認識せずに排出されてしまうケースも想定される。こうした誤った排出は、ゴミ収集時の発火事故や処理施設での火災につながる大きなリスクであり、安全な処理体制の確立が急務である。 1 本市におけるリチウムイオン電池の不適切排出の実情について、これまで確認された事故やヒヤリハット事例はあるか。 2 リチウムイオン電池を内蔵した電子機器を誤って不燃ごみに排出しないための住民への周知・啓発について、現状の取組みと今後の改善策をどのように考えているか。 3 電池の取り外しが困難な機器や、住民が構造を理解しにくい小型家電などについて、より安全に回収できる仕組みや体制の整備を検討する考えはあるか。	市長

受付番号	令和 7 年 / 2 月 4 日
2	午前 8 時 30 分 受領

令和 7 年 12 月 4 日

胎内市議会議員 八幡 元弘 様

胎内市議会議員 羽田野 孝子



一般質問通告書

胎内市議会会議規則第 6 2 条第 2 項の規定により、次のとおり通告します。

質問項目	質問の要旨	質問の相手
野良猫との共存について	町内の野良猫対策を経験し考えることが多々あった。新潟動物ネットワークボランティアの協力を得て、猫を捕獲してもらい、餌やりをしていた人と一緒に不妊去勢手術を受けに行ったり、子猫を下越動物保護管理センターへ運んで引き取ってもらったりした。なついていない猫に餌やりしたり世話を続けている人に感心している。野良猫に対する市の考えを伺う。 1 市の野良猫の現状と対策について 2 動物愛護管理法に照らして、野良猫との共存についての市の考えは。 3 不妊去勢手術費用を補助している市町村があるが、近隣市町村の状況と市の対応は。	市長

質問項目	質問の要旨	質問の相手
ひきこもりの対策について	ひきこもりの相談が今も寄せられるが、改善には時間がかかる。関係機関と協力して進めなければならないが、どのように取り組まれるのか。市の現状について伺う。 1 市で把握している引きこもり者の人数について 2 実施している対策について	市 長
会計年度任用職員の待遇改善について	会計年度任用職員制度は令和2年4月から開始され5年経過したが、待遇は改善されているのか伺う。 1 正規職員数と会計年度任用職員数は。 2 待遇改善の実態は。 3 人事院勧告による給料表の改定はいつから実施されるのか。4月遡及で実施できないか。	市 長

受付番号	令和 7 年 / 12 月 4 日
3	午前 11 時 10 分 受領

令和 7 年 12 月 4 日

胎内市議会議長 八幡 元弘 様



胎内市議会議員 坂上 隆夫

一 般 質 問 通 告 書

胎内市議会会議規則第 6 2 条第 2 項の規定により、次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
有害鳥獣対策について	今年の熊の出没は、全国的に過去を大幅に更新するペースで推移しており、各地で深刻な状況です。市でも連日のように出沒情報が流れ、緊急銃猟を行ったり、奥胎内では、熊による被害とみられる死亡事故もありました。環境省では、補正予算で 34 億円を投じて熊対策を強化しようとしています。また、市では猪や猿など有害鳥獣被害が深刻化しているが、このような状況のなかで市の現状と課題について伺う。 1 電気柵の今年度の申請件数は何件か。水田の猪対策としての申請もあると聞くが、水田は設置距離も長く経費も多いことから、水田に対しての補助を見直す考えはないか伺う。 2 今年度の有害鳥獣の捕獲数は。 3 管理されていない柿は、猿、熊などのえさになっている。報道でも熊が木に登って食べている映像が流れたりしているが、決して他人事ではない熊の危険な行動であるが、管理されていない柿の木の放置対策の考えを伺う。 4 国は、熊対策としてガバメントハンターの任用を支援するとしているが、ガバメントハンターについての考えを伺う。 5 有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業補助金で狩猟免許を取得した人はいるのか。また、新規猟銃取得支援事業補助金で、購入の補助はあったか伺う。 6 捕獲した個体の処理は大変な作業と聞くが、個体数が多くなるにつれて負担が大きくなることから、食用として利用する施設を市だけでなく広域で考えてはどうか。	市 長

部活動地域移行について	7 河川敷の茂みや樹木は、熊の隠れ場所や移動通路となっていると言われているが、胎内川や支川の整備の予定、また要望はしているのか伺う。 部活動地域移行については令和5年度から令和7年度までに段階的に地域移行するとしているが現状について伺う。 1 部活動地域移行の進捗状況はどうなっているのか。 2 部活動に加入している生徒の各学校の割合は。また、スポーツ系、文化系の割合は。 3 各スポーツ教室に入っている人数は。 4 部活動での合同チームはあるのか。 5 文化部の休日教室の考えは。また、文化部の地域移行の考えはないのか。 6 今後、平日の部活動も地域の実情に応じて段階的に移行させたいとしているが考えは。	教育長
--------------------	---	------------

受付番号	令和7年 / 2月 4日
4	午前 11 時 40 分受領

令和7年12月4日

胎内市議会議長 八幡 元弘 様

胎内市議会議員 天木 義人

一般質問通告書

胎内市議会会議規則第62条第2項の規定により、次のとおり通告いたします。



	質 問 の 要 旨	質問の相手
観光について	- 第2次胎内市観光振興ビジョンの進捗状況と今後の展開は。 - ロイヤル胎内パークホテルの過去5年間の大規模改修や施設整備に要した額と市の負担（一般財源・起債）は。また、その効果は。 - 今年度のロイヤル胎内パークホテルの企画、イベントの実施状況と、来年度以降の計画及び広報活動の方法は。 - 奥胎内ヒュッテの今年度の営業日数及び来年度の営業計画は。また、黒字化に向けた来場者数及び宿泊目標は。 - 長池農産物直売所リップル及び公園の再開計画並びにチューリップフェスティバル以外のイベントの考えは。また、補助金等適正化法による制限はいつまでか。 - 道の駅の拡張計画または、移転計画は考えられないか。	市長
公共財産の維持、管理について	- 公共建物等の維持、管理計画の内容と進捗状況は。 - 特定公共賃貸住宅は古いもので30年以上経過しているが、リフォーム計画はあるのか。 - 築50年以上経過し、老朽化により入居を中止している市営住宅の解体計画はあるのか。 - 消雪パイプのノズルの不具合により、水の出の悪い箇所が見られるが、その取替え、修理計画は。	市長

受付番号	令和 7 年 / 2 月 4 日
5	午後 / 時 47 分 受領

令和 7 年 1 2 月 4 日

胎内市議会議長 八幡 元弘 様



胎内市議会議員 丸 山 孝 博

一般質問通告書

胎内市議会会議規則第 6 2 条第 2 項の規定により、次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
物価高騰による影響から市民を守ることについて	国からまとまった交付金が予定されていますがそれも活用し市民生活を守るため、以下の点について伺います。 ① 国の重点支援地方交付金の本市への配分額について ② 国・県から直接市民が支援される内容等について ③ 特別加算の本市に対する金額と内容について ④ 支援が必要な市民の把握方法について ⑤ 低所得世帯等への給付金、給食の無償化、プレミアム商品券の発行、中小業者への賃上げ助成、医療・介護施設への助成などに活用すべきと考えるかどうか。	市長

市民の安心・安全について	① タクシー不足解消のため公共ライドシェアを導入することにしたが、タクシー運転手へ処遇改善の支援が必要ではないか。 ② のれんす号を新発田病院まで利用できるようにできないか。 ③ 移動販売車によるサービスが次々と撤退し「買い物難民」が拡大しています。救済する必要があるかどうか。 ④ 学校をはじめ公共施設のトイレに生理用品を配置することについて	市長
---------------------	---	-----------

受付番号	令和 7 年 12 月 4 日
6	午後 5 時 15 分 受領

令和 7 年 12 月 4 日

胎内市議会議長 八幡 元弘 様



胎内市議会議員 渡邊 雅茂

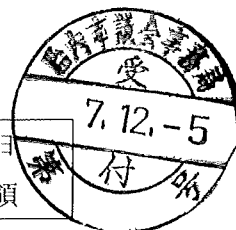
一般質問通告書

胎内市議会会議規則第62条第2項の規定により、次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
人口減少、少子化が招く胎内市への影響について	1 全国的な人口減少が続く中、本市においても加速度的に人口減少が進行しているが、以下について伺う。 (1) 本市の2000年以降、5年ごとの人口推移について (2) 人口戦略会議が公表した「消滅可能性都市」に本市が該当していることについて (3) 本市の人口減少の要因をどのように分析しているのか。また、どのような対策が効果的と考えているのか。 (4) 人口減少の進行により福祉、保健、医療を始め、様々な行政サービス等の低下が懸念されるが、将来の見通しについて、所見を伺う。 2 人口減少、出生数の激減が及ぼす教育現場への影響について	市長

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
	(1) 本市の令和3年度以降の出生数の推移について (2) 小学校を統合する判断基準や指標について (3) 小規模小学校には、児童への個別配慮など安心できる学びの場の確保というメリットがある一方、多様な考えに触れる機会の減少や集団活動の制約、人間関係の固定化などの課題も懸念されることから、小学校の統合について早期に検討すべきでは	教育長

受付番号	令和 7 年 12 月 5 日
7	午前 10 時 30 分 受領



令和 7 年 12 月 5 日

胎内市議会議長 八幡 元弘 様

胎内市議会議員 寛 智 也

一般質問通告書

胎内市議会会議規則第 6 2 条第 2 項の規定により、次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
教育環境整備に向けた取組み	中条小学校の改築や生涯学習施設整備、また 10 年後を目途にした中学校統合に向けた動きなど、教育環境にまつわる大きな動きがある中で、それに伴う財政面でも尽力されていると察する。ありがたいことにふるさと納税が好調の中、余裕があるとは言えないまでも、財源確保ができる可能性がある状況下での教育環境整備について市の考えを伺う。 1 ふるさと納税の活用について 寄付用途選択に「子育て環境の充実支援」と「子どもたちの心身育成支援」があり、令和 6 年度実績を合計すると寄付額の 45%程度となるが、どのように活用されているか。 2 暑さ対策について (1) 一部小学校で、通学距離が長距離でもバス通学基準を満たさない地域があるが、近年の猛暑において、徒歩での登下校は命の危険が大いにあると感じる。暑い時期、特に夏休みの前後一か月程度、バス通学等の対応を行う必要があると思うが考えは。 (2) 小中学校体育館のエアコン整備について、検討を進めているとのことだが進捗状況は。 3 黒川地区を中心に熊が頻繁に出没しているが、児童生徒の登下校に際しどのような対策を行っているか伺う。	市 長 教育長

(2 枚中 1 枚目)

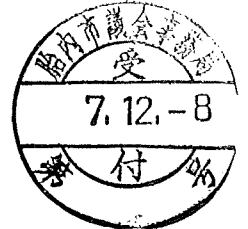
生涯学習施設整備推進審議会について	令和7年第3回定例会において、生涯学習施設整備推進審議会条例が承認されたことにより審議会が立ち上げられ、12月9日に1回目の会議が開催される。本年度中の答申を目標とした審議会について伺う。 1 委員について (1) 委員の年齢別・エリア別の内訳と人数は。 (2) 委員は公表されるのか。 (3) 公募への応募数は何人か。また、公募による申し込み者過多による選考委員会での選考基準の内容は。 (4) 様々な意見がある本案件に対する答申を担う者として、審議会メンバーへの誹謗中傷等が考えられないわけではない。フォローの考えは。 2 2回行ったパブリックコメントの結果をどのように参考にするのか。	市・長
--------------------------	--	------------

(2枚中2枚目)

受付番号	令和 7 年 12 月 8 日
8	午前 8 時 30 分 受領

令和 7 年 12 月 8 日

胎内市議会議員 八幡 元弘 様



胎内市議会議員 平井 孝

一般質問通告書

胎内市議会会議規則第 6 2 条第 2 項の規定により、次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
選挙事務のあり方について	全国的に各選挙事務において投票所での誤案内や受付処理のミスが散見されており、本市においても同様の事案が発生している。選挙は民主主義の根幹であり、選挙事務の正確性、透明性は市民からの信頼を担保するうえで極めて重要である。とはいえ人間が行う事である以上、ミスを完全に無くす事は不可能であることも事実である。 考えられる原因の一つとして、人手不足や経験不足、マニュアルの浸透不足等があげられる。とりわけ、経験不足の面に関しては毎日、日常的に行っている業務ではないことから、現場職員個人の意識や能力、努力だけでどうにかなるものではなく、一朝一夕に解決出来るものではないとも感じる。そんな中で現在、選挙事務におけるミスの再発を防止する為に具体的にどのような取り組みをしているのか伺う。	選挙管理委員長

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
太陽光発電設備について	近年、国内各地で急速に進んでいる再生可能エネルギーの導入であるが、本市においても目にする機会が増え、身近に感じられるようになってきたのが太陽光パネルである。主に事業者が売電収入を得る目的で地面に設置する「地上設置型」と主に個人が一般家庭に於いて自家消費し、余った電気を固定価格で一定期間買い取ってもらう「屋根設置型」があるが、それぞれに課題があると感じる。 市としての考えを伺う。 1 事業者による新規のパネル設置に関して、今後、市として推進するにせよ規制するにせよ、環境保全や周辺住民の安心、安全の観点からも一定のルール、当市独自の条例制定が必要と考えるがいかがか。以下、例をあげる。 ・設置前の届け出義務化（会社の基本情報、契約年数、国籍等）による市長の許可制とする。 ・周辺住民への説明と同意が得られているかの確認の徹底。 ・設置後、雑草を放置する等、契約当初の約束が守られず管理を怠った場合の罰則規定の整備。 2 市民（個人）が、寿命とされる約 25 年～30 年を迎えたものや破損した太陽光パネルを廃棄する際の費用補助、また、破損後、長期間放置されたパネルからの有害物質の流出防止策、将来的に大量に発生するであろう使用済みパネルのリサイクル体制の確	市 長

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
洋上風力発電事業の 推進について	立について、今後市として研究し取り組む 予定はあるか。 3期目の市政運営がスタートした井畑市 長が、シビックプライドの醸成につながる として現在最も期待、注力していると思わ れる洋上風力発電事業の推進について伺 う。 1 市長所信表明にて、洋上風力発電事業 の推進によって「地域雇用の創出が期待さ れる」とあるが、それは具体的にどのよう なものが考えられるか。建設中と稼働開始 後では全く違った雇用になると想像するが いかがか。その規模としてはどの程度か。 2 建設中、稼働開始後に胎内市民、市内 事業者にどのような恩恵があると想定して いるか。また、デメリットはあるか。	市 長

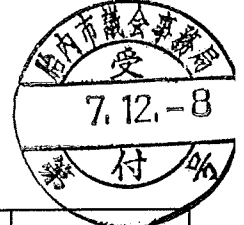
受付番号	令和 7年 12月 8日
9	午前11時45分 受領

胎内市議会議員 八幡 元弘 様

令和 7年 12月 8日

胎内市議会議員 佐藤 武志

一般質問通告書



胎内市議会会議規則第62条第2項の規定により、次のとおり通告いたします。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
1. 災害対策について	1. 近年、日本各地を含め世界的に様々な自然災害がニュースなどで報じられている。 地震や台風、異常気象による大雨、酷暑などで人や建物・作物・インフラなどに多大な被害を及ぼし自然災害は予期出来るものもあるが、予測することも難しく大災害につながるケースがある。しかし、人的被害は前もって準備を怠らなければ防ぐ事が出来る。 また、自然災害でも事前に対策を行えば防ぐ事が出来るものがあり、被害を最小限に抑えることも出来るのではないのか。 胎内市は、過去、昭和42年8月28日に豪雨に見舞われ、河川の氾濫、土石流が発生し甚大な被害を受けた羽越豪雨水害があり、死者・行方不明者46名・重軽傷者275名・住宅全半壊313棟・家屋の床上床下浸水が約6,000棟にも及ぶ甚大な被害が発生したことはいまでも記憶にある。 現在は、大きな人的被害もなく街の発展のため新しく様々な施設も出来、また計画されていますが、いつ何時、起こり得る災害を忘れること無く今一度、街の安全を確かめ、今後、未曾有の災害に対して、市民を守る対策について準備を怠らず実施していかなければならない。 また、下記の事柄について伺う。 1・砂防ダムの土砂搬出の現状について 2・各地区の用水路と小河川の土砂・雑木等の管理の現状について 3・土石流が発生する危険度が高く注視する箇所について 4・災害に備えて準備している物や種類、数量等について	市 長